

高知県太陽光発電設備等導入推進事業費補助金募集要領

【令和8年度申請の手引き】

令和8年 6月制定
令和8年10月改定（募集期間延長）

高知県林業振興・環境部 環境計画推進課

1. 事業の目的

2050年カーボンニュートラル実現に向けた二酸化炭素の削減の取組を推進するため、自家消費を行う太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するもの。

2. 予算額

1億2,500万円（国）

※ 国費財源としては、環境省が実施する地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用しています。また、一部、内閣府が実施する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用します。

3. 募集期間

令和8年11月30日（月）まで【17時必着】

※ 募集開始日から先着順で受付、申請書類の審査をします。

※ 募集期間内であっても、申請を受けた金額の合計が予算額に達した時点で募集を終了します。

4. 事業の期間

本事業における補助事業の完了※及び実績報告書の提出は、原則として令和9年2月26日（金）までとなります。補助事業の期間内に完了しないものは補助金の交付対象外となります。

また、補助金交付決定前に導入工事に着手（工事に係る契約締結及び契約に係る手続きを含む。）している事業は対象となりません。

※ 補助事業の完了とは

本補助事業により導入する太陽光発電設備等の引き渡し済み、販売事業者や工事会社などへの補助対象経費の全ての支払いが済んだ時点をもって、補助事業の「完了」とみなします。太陽光発電設備等の導入が完了し、電力の供給ができる状況であることが必要です。

ただし、電力会社に連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合、発電開始は事業完了後でも可とします。その場合でも、補助事業者から施工会社などへの支払いの条件が発電開始後となっている場合、補助事業の期間内に完了しないものは補助金の交付の対象外とします。

5. 補助の対象となる事業

（1）補助対象事業について

補助の対象となる事業は、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際、6において後述する補助施設で必要とされる機能を維持するために、自立運転機能を持つ5kW以上の太陽光発電設備及び蓄電池設備をセットで導入する事業とします。

また、補助施設に太陽光発電設備又は蓄電池設備を既に導入しており、導入していない太陽光発電設備又は蓄電池設備を新たに導入する場合には補助事業となります。ただし、事業完了後には要件を満たす太陽光発電設備と蓄電池設備の両方が稼働している状態となる必要があります。（既に太陽光発電設備が設置されており、新規に蓄電池のみを導入する場合は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金での補助の対象となります。）

※ 要件等の詳細は6以降をご確認ください。

なお、上記の内容を満たす事業として、具体的には、以下のア～ウのいずれかに該当する事業が補助対象です。

＜補助の対象となる事業＞

ア 新たに5kW以上の自立運転機能付きの太陽光発電設備及び蓄電池設備をセットで導入する事業

イ 既に蓄電池設備を設置し、新たに5kW以上の自立運転機能付きの太陽光発電設備を導入する事業

※ イの事業の場合に、新たに導入する太陽光発電設備が蓄電池設備に対し、必ず電力供給を実施できる必要はありません。ただし、新たに導入する太陽光発電設備を既存の蓄電池設備に接続しない場合は、新たに導入する5kW以上の自立運転機能付き太陽光発電設備の内、自立運転機能付きのパワーコンディショナーから非常時等にも電源を供給することが可能となるよう、非常用コンセントを必ず1つ以上設置するようにしてください。（設置箇所については、屋外、屋内問いません）

ウ 既に5kW以上の自立運転機能付きの太陽光発電設備を設置し、新たに蓄電池設備を導入する事業

(2) 補助対象設備の所有権について

本事業により導入する設備は補助事業者が自己所有することが必要です。そのため、リースやPPAモデルなど補助事業者と補助対象設備の所有者が異なる場合や、割賦バック取引などの補助対象設備の所有者の変更を伴う資金繰りを行う場合については本事業の対象外となります。

(3) 自己託送について

電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）は本事業の対象外とします。

(4) 太陽光発電設備等によって得られた環境価値について

本事業によって得られる環境価値のうち、補助事業者が発電した電力量に紐付く環境価値を補助業者に帰属している必要があります。また、法定耐用年数を経過するまでの間、太陽光発電設備や蓄電池設備等により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行うことはできません。

(5) 余剰電力の売電について

本事業で導入する太陽光発電設備により発電された電力は、補助施設において消費するものとし、余剰電力を売電すること等は認めておりませんので、ご注意ください。また、事業完了時には、余剰電力を売電していないことを確認できる資料（例えば、RPRなどの逆流防止装置が設置され、かつ系統連係契約の申し込みが「逆流無し」で行われている旨が確認できる資料など）を提出いただくこととしております。

(6) 太陽光発電設備で発電した電力の自家消費率について

補助事業者が本事業で導入した太陽光発電設備で発電して消費した電力量は、当該太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上である必要があります。そのため、太陽光発電設備の発電量が施設の電気消費量に対し過剰とならないよう、必要に応じて蓄電池の容量を増やすことを検討するなど、適切な導入計画の作成をお願いします。

(7) 再エネ特措法の規定に準拠した太陽光発電設備の導入について

本事業は、環境省が実施する「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を財源として活用することから、太陽光発電設備の導入にあたっては、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して実施することが必要です（ただし、専らF.I.Tの認定を受けた者に対するものを除きます。）。

特に、次の(a)から(k)に掲げる事項は全て遵守してください。

- (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
- (d) 一の場合において、設備を複数の設備に分割したものは認められません。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照すること。
- (e) 20kW以上の太陽光発電設備を導入する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
ただし、柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）は、柵塀等の設置を省略することができる。
- (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存してください。
- (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (h) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (i) 交付対象設備を処分する際は、事前に県に対し、処分する旨申し出を行い、県からの承認を得た後に処分すること。（基本的に法定耐用年数の期間満了までは処分することは認められません。）
また交付対象設備を処分する際は関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- (j) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。

6. 補助の対象となる施設

(1) 補助対象施設について

補助の対象となる施設（補助施設）は、県内に所在する事業所であり、かつ7にて後述する補助対象事業者が太陽光発電設備で発電した電力を自家消費する施設とします。

また、補助施設は、設備設置後についても耐震基準を満たしている必要があります。

なお、補助事業者が自らが所有する施設でない場合は、当該補助施設を補助事業のために用いることについて書面で所有者の承諾を得ることが必要です。

※ 地方公共団体が申請主体の場合は、補助施設となりません。

(2) 地方公共団体が所有する施設について

原則として、地方公共団体が所有する施設は補助施設となりません。ただし、以下アからウに掲げる施設に該当するものについては、補助対象先が地方公共団体でない場合はこの限りではありません。

ア 県内の市町村によって福祉避難所（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第5号に規定するものをいう。）に指定されている福祉施設（高齢者関係施設、障害児・者関係施設、児童関係施設等）

イ 県内の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。）

ウ 県内の市町村によって救護病院又は医療救護所に指定されている診療所

(3) 併用住宅（店舗兼住宅）について

併用住宅（店舗兼住宅）に導入する場合は、以下のアからウの要件を満たせば補助の対象となります。

ア 発電した電力は事務所部分で全量消費すること。また、全量消費していることを電力メーターの切り分け等で確認できること

イ 店舗部分を営む事業者が個人事業主ではなく、法人化していること

ウ その他交付要綱、募集要領に記載の要件を満たすこと（耐震基準を満たすことなど）

7. 補助対象者

(1) 補助対象者

県内に事業所を有する（所有又は管理する）法人で以下のアからクのいずれかに該当する場合は、補助対象者となります。

ア 会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）

イ 工業法人

ウ 中小企業組合（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合）

エ 医療法人

オ 社会福祉法人

カ 学校法人

キ その他非営利法人（NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、信用金庫など）

ク 上記のほか知事が適当と認める県内に事業所を有する法人

※1 事業の対象者となるか、不明な場合は個別にご相談ください。

※2 政治活動又は宗教活動が主たる目的の組織（宗教法人など）は補助対象となりません。

※3 個人事業主は補助対象となりません。

(2) 県が実施する再生可能エネルギーに関する普及啓発活動への協力について

補助金の交付を受けた補助事業者は『こうちグリーンアクション企業』に認定され、県が実施する再生可能エネルギーに関する普及啓発活動に協力していただくことが要件となります。

具体的には、太陽光発電設備を利用した取組事項を当課が実施するカーボンニュートラルの実現に向けたシンポジウム等において、発表していただくことや、県が作成する普及啓発用のホームページに導入事例として紹介するといったことなどを想定しています。

(3) こうちの脱炭素スタートサイト「こっから。」への登録について

本事業を活用するにあたっては高知県が運営する「こうちの脱炭素スタートサイト「こっから。」の事業者登録制度（こうち脱炭素パートナー）への登録が必須となります。事業完了後、県に対し実績報告書を提出するまでに、登録をお願いします。

また、本サイトには、脱炭素につながる製品やサービスの登録制度（こうちグリーン製品・サービス）もあるため、掲載したい製品等があれば、あわせてご登録ください。

<参考：こうちの脱炭素スタートサイト「こっから。」とは>

【URL】<https://cn-portal.pref.kochi.lg.jp/>

脱炭素に関するあらゆる情報を発信するとともに、県内事業者によるグリーン化関連産業（脱炭素につながる製品や環境に配慮した製品・サービス等を製造・販売・提供等する産業）の育成・振興に向けて、県内事業者の脱炭素につながる取組や製品等を効果的に発信するポータルサイト。

<参考：こうち脱炭素パートナーとは>

【申込URL】<https://cn-portal.pref.kochi.lg.jp/decarbonization/mosikomi/>

高知県内に事業所があり、本サイトの趣旨に賛同し、脱炭素に向けて取り組んでいる事業者・団体が登録することで、取組や製品等についての情報を発信することができる制度。

<参考：こうちグリーン製品・サービスとは>

【URL】<https://cn-portal.pref.kochi.lg.jp/cn-products/>

こうち脱炭素パートナーに登録した事業者が、脱炭素につながる製品やサービスについての情報を発信できる制度。

8. 補助の対象となる設備

以下の(1)から(3)の全ての要件を満たした設備が事業の対象となります。

また、太陽光発電設備を導入する場合は、次の(4)の要件、蓄電池設備を導入する場合は、次の(5)の要件をそれぞれ満たす設備が事業の対象となります。

- (1) 各種法令等に遵守した設備であること。
- (2) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。
- (3) 整備する設備は新品、未使用品であること。※中古設備は交付対象外。
- (4) 太陽光発電設備を導入する場合は、5kW以上の発電容量※1を有する自立運転機能付きの太陽光発電設備であること。

※1 太陽電池モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値と自立運転機能付きのパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方の値が5kW以上であること。

※2 5(7)にて前述した太陽光発電設備導入による遵守事項もあわせて確認の上、適切な設備設置、

事業実施をお願いします。

(5) 蓄電池設備を導入する場合は、以下のアからウの全ての要件を満たす蓄電池設備であること。

ア 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。

イ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

ウ 業務用蓄電池（20kWh以上）を導入する場合は次の(ア)、家庭用蓄電池（20kWh未満）を導入する場合は次の(イ)に規定する設備要件を満たすこと。

(ア) 業務用蓄電池（20kWh以上）は各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

(イ) 家庭用蓄電池（20kWh未満）は以下のa～fの全てを満たすこと。

a 蓄電池パッケージ

蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※ 初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

b 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない（算出方法については、JIS C 4413を参照すること。）。

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれか

とする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。【例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

c 蓄電池部安全基準

JIS C 8715-2又はIEC62619の規格を満足すること。

d 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2※の規格も可とする。

※ JIS C 4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

e 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

f 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ JIS C 4413規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

エ 家庭用蓄電池（20kWh未満）については、工事費込み税抜きの導入価格を125,000円/kWh、業務用蓄電池（20kWh以上）については、119,000円/kWh以下となるよう努めること。

9. 補助対象経費及び対象外経費

(1) 補助対象経費

本工事費、設備費、業務費（詳細は交付要綱別表第1を確認してください）

(2) 消費税について

消費税に関しては、消費税仕入控除税額等がある場合はこれを減額して応募してください。

ただし、応募時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではあ

りません（詳細は交付要綱第7条第2項を確認してください。）。

(3) 本事業における附帯工事等の補助対象範囲について

整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り本事業の対象となります。また、主立った経費に係る補助対象、対象外の整理は9(4)以降に後述するとおりです。補助対象経費の判断に迷われた場合は、個別に事務局までご相談ください。

(4) 既存設備の撤去に係る工事費について

既存設備の更新は本事業の目的ではないことから、既存設備の撤去費は補助対象外となります。

(5) 施設の耐震化について

本事業完了後、耐震基準を満たしている必要がありますが、耐震工事については対象外となります。また、交付申請時には、施工後に耐震基準を満たすことが確認できる書類（構造計算書などを用いた強度計算書など）の提出が必要ですが、当該強度計算書についても、補助対象外となりますので、ご注意ください。

(6) 新築又は増築する場合の取扱いについて

新設又は増築する施設に、太陽光発電設備や蓄電池設備を導入する場合も補助対象とします。ただし、あくまでも太陽光発電設備等の導入に係る部分のみが対象となりますので、建物、土地造成費、建物の建設工事に係る基礎工事部分や設備の設置等に伴う建築物の躯体等に関する工事などは全て交付対象外となります。また、契約上設計費等の本体工事と区分できない場合であっても按分して区分する必要があります。

(7) 計測器等の取扱いについて

発電量等の事業効果を把握するための計測器（計測データの取得、管理専用のパソコンを含む。）は補助対象となります。また、事業終了後5年間は年1回、太陽光発電設備による年間の発電電力量と補助施設の消費電力量の報告を求めることとしていますので、記録を残すようにしてください。

一方、玄関や受付付近に設置する啓発用のパソコンやモニター等は補助対象外とします。

(8) 一般送配電事業者への接続検討および系統連系契約の申し込みにかかる費用について

一般送配電事業者への接続検討および系統連系契約の申し込みにかかる費用は補助対象外とします。そのため、これらの手続きは本事業の交付決定前から行うことは差し支えありません。

(9) 非常用コンセントの設置に係る費用について

新たに導入する太陽光発電設備を既存の蓄電池設備に接続しない場合に新たに導入する5kW以上の自立運転機能付き太陽光発電設備の内、自立運転機能付きのパワーコンディショナーから非常時等にも電源を供給することが可能となるよう設置する非常用コンセントは補助対象とします。

(10) そのほかの補助の対象とならない経費について

前述する補助対象外経費のほか、以下の経費についても補助対象外となります。

- ・用地の取得、賃借、整地等に要する経費

- ・フェンスの設置に要する経費
- ・その他補助することが適当であると認められない経費

10. 補助金額

各補助対象設備ごとにそれぞれ、以下のとおりとします。

1 太陽光発電設備

補助金額は、太陽光発電設備に係る設備容量※の合計値のkW数（その数に1未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）に5万円を乗じて得た額とし、上限を1件当たり750万円とする。

※ 太陽光発電設備の補助金の算定に用いる「設備容量」は、「太陽電池モジュール（太陽光パネル）のJISなどに基づく公称最大出力の合計値」と「パワーコンディショナーの定格出力の合計値」の低い方とする。

2 蓄電池

補助金額は、以下の①、②のいずれかとし、上限を1件当たり100万円とする。なお、その額に1,000円未満の端数が発生する場合は、1,000円未満を切り捨てる。

① 蓄電池の1kWh当たりの価格が、工事費込み税抜き16万円以上の場合

16万円に3分の1を乗じて得た額に蓄電容量（kWh単位で小数点第2位以下を切り捨てた数）を乗じて得た額

② 蓄電池の1kWh当たりの価格が、工事費込み税抜き16万円未満の場合

蓄電池の1kWh当たりの工事費込み税抜価格に3分の1を乗じて得た額に蓄電容量（kWh単位で小数点第2位以下を切り捨てた数）を乗じて得た額

11. 交付申請書の提出

補助を希望する事業者は、交付申請書（様式1）を提出してください。

※ ただし、内示額の合計が予算額に達した時点で募集を終了します。

交付申請書に添付する書類は以下の①から⑦までのとおりです。

① 事業計画（交付申請書の別紙1）及び収支予算書（交付申請書の別紙2）

② 太陽光発電設備を利用した取組事項（交付申請書の別紙3）及び交付申請書の別紙3について確認できる書類 ※1

③ 誓約書兼同意書（交付申請書の別紙4）

④ 県税の滞納がないことを証する発行後3ヶ月以内の納税証明又は県税完納情報の提供に係る同意書（交付申請書の別紙5）及び本人確認書類の写し

⑤ 補助事業者が本事業で導入した太陽光発電設備で発電して消費した電力量について、当該太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上であることを確認できる書類 ※2

⑥ 業者からの見積書等、事業費を確認することができる資料（1者のもので可）

⑦ 事業実施場所の位置図及び、設備の配置予定図

※1 添付書類②について

当該資料に記載の取組を持って本事業の採択、不採択を決定いたします。

そのため、補助事業完了後、実際に実施できる取組を記載いただくとともに「可能である」といった表現は避けていただきますようお願いします。

※2 添付書類⑤について

添付書類②の太陽光発電設備を利用した取組事項（交付申請書の別紙3）に記載いただく、補助施設の直近1年間で消費した電力量と、導入する太陽光発電設備で発電する見込みの電力量（1年間）を月別で確認できる資料の提出が必要です。

具体的には、以下の資料を提出いただければ問題ありません。

- ・月別の補助施設の電気使用量の明細の写し（補助施設の直近1年間で消費した電力量）
- ・月別の年間発電シュミレーション（導入する太陽光発電設備での発電見込み電力量）

【提出先・問合せ先】

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1-7-52

高知県林業振興・環境部 環境計画推進課 太陽光発電設備等補助金 担当 浅野、徳弘

電話：088-821-4538 FAX：088-821-4530

E-mail：030901@ken.pref.kochi.lg.jp

【提出方法】

上記まで持参又は郵送にて提出（郵送は、書留郵便又は配達証明に限る。）

※ 紙書類一式を提出後、提出書類一式の元データをあわせて上記E-mailまでご提出ください。

12. 補助事業の決定方法

提出のあった交付申請書について、内容に不備がないか、県で確認を行い、内容について問題がないと認められる場合には、資料を受理（受付）します。

その後、県にて内部処理を実施の上、交付申請書の受理から1月程度を目処に補助金の交付決定を行います。当該審査期間については、必要な内部審査に係る手続き等から原則圧縮することができないため、申請書の提出に際しては、その点ご留意の上、余裕をもった工期での申請にご協力をお願いします。

13. 事業採択の必須条件

- ・ 県内に所在する事業所に補助対象設備を自己所有で導入する事業であること。
- ・ 既に補助対象設備の対となる一方の設備を導入している場合を除き、太陽光発電設備及び蓄電池設備を同時に導入すること。
- ・ 施設の規模や収容人数に対して、導入する太陽光発電設備や蓄電池設備の規模が適正であること。
- ・ 太陽光発電設備により発電した電力を売電しないこと（FIT/FIP以外の相対契約含む。）。
- ・ 太陽光発電設備で発電した電力の内、50%以上を補助施設内で消費できること。
- ・ 補助施設が事業完了後も耐震基準を満たすこと。また、補助金交付申請書を提出する時には、導入する施設が耐震基準を満たしていることを確認することができる書類を提出し、補助工事後の実績報告書提出時にも耐震基準を満たすことが分かる強度計算書を添付すること（導入前及び導入後の2回、建築士等による専門家の確認を受けることが必要です。）。
- ・ 自らが所有する施設でない事業者にあつては、当該補助施設を補助事業のために用いることについて書面で所有者の承諾を得ること。
- ・ 補助金の交付決定後、施工業者を決定する際には、入札や3者以上から見積書を徴収するなど、競争性を確保すること（交付決定前に工事や工事に係る契約に着手することはできません。）。

- ・ 環境価値を補助事業者に帰属させること。（J-クレジット制度などの登録はできません）
- ・ こうちの脱炭素スタートサイト「こっから。」の事業者登録を行うこと。
- ・ 県が実施する再生可能エネルギーに関する普及啓発活動へ協力すること。
- ・ 太陽光発電設備を利用した取組事項（先進的なカーボンニュートラルの取組、地域のレジリエンス向上への貢献、地域貢献活動の実施、優位性の構築）の内、2つ以上を実施すること（13ページ参照）。
- ・ その他、県の交付要綱で認められる事業であること。

14. 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産は、善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図る必要があります。

また、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数に相当する期間内において、当該財産の処分等を行う場合には、事前に知事の承認を得る必要があります。

15. 事業の繰越について

「3. 事業期間」に記載のとおり、本事業における補助事業の完了及び実績報告書の提出は、原則として令和9年2月26日（金）までとなります。

ただし、以下の(1)及び(2)の要件を全て満たすことを条件に、補助事業者に対して繰越しの承認を行う場合がありますのでご相談ください。

- (1) 令和9年1月8日（金）までに、補助金繰越承認申請書が提出されていること。
- (2) 補助事業の実施中に発生した災害などのやむを得ない理由であること。

16. 現地確認について

現地確認を行う場合には、補助事業者の立ち合いを求めます。なお、検査を行う者からの事業内容に関する質問に対し、実際に工事をした事業者が同席して回答することは問題ありません。

17. 他の国の補助金等との併用について

他の国補助金との併用は補助対象経費が重複する場合には行えませんのでご注意ください。

18. 事業のスケジュール（想定）

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| ・ 11月30日（月） | 募集分締め切り |
| | 補助金交付決定、通知（受領後3週間後を目処に通知）・ 事業着手 |
| ・ 3者見積り後（速やかに） | 事業費等確定報告書の提出 |
| ・ ～2月下旬まで | 事業完了（引き渡し後、工事事業者への支払いまで完了） |
| ・ ～2月26日（金）まで | 実績報告書の提出 |
| ・ ～3月31日（水）まで | 補助金の支払い |

※ 事業完了前後で必要に応じて現地確認を実施する場合があります。

別記第1号様式の別紙3抜粋

太陽光発電設備を利用した取組事項	
確認事項	取組事項
先進的なカーボンニュートラル の取組	
地域のレジリエンス向上への 貢献	
地域貢献活動の実施	
優位性の構築 (自社の競争力を強化し、売り 上げ・受注を拡大等)	

【留意事項】

申請に際しては、上記4つの取組項目の内、2つ以上を実施していただく必要があります。

また、上記に記載いただいた内容は、事業実施後に登録いただく「こうちの脱炭素スタートサイト「こっから。」」への事業者登録において記載いただく内容となりますので、実現可能であり、かつ意欲的な取組の記載をお願いします。なお、記載内容が不十分な場合は、再検討いただくまで、申請を受付ができない可能性がありますので留意ください。

総務省からのお知らせ

太陽光システムを原因とする無線設備への障害防止について、総務省から下記のとおりお知らせがありました。（以下、令和5年12月20日付総基環第262号「太陽光発電システムを原因とする無線設備への障害防止について（通知）」から引用）

太陽光発電システムからの不要な電波発射が無線設備に障害を与えた事例の報告が相次いでおります。特に大規模な太陽光発電所に限らず、住宅用の太陽光発電システムを構成する一部機器が地方公共団体の防災行政無線や消防・救急デジタル無線等の人命に関わる無線設備に障害を与えた事例も多く発生しています。

無線通信への影響を低減させる具体的な方法として、不要発射が少ないと見込まれる装置（例えば、CISPR11 第6.2版の基準に整合していることの認証を受けた装置）を選定するか、電力線の遮蔽を行うなどの無線通信への影響を低減する施工の実施、あるいは無線設備に障害を与えられた場合、ノイズフィルタを挿入するなど障がいの原因の除去を行うことが考えられます。

以上のことから、無線通信への影響を低減させる装置をご検討いただきますようお願いいたします。なお、装置や施工に関する詳細は、装置製造メーカー・施工会社へお問い合わせください。